

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの間、炭鉱の掘進作業に従事し、採炭員として粉じん作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理3ロ、PR4AB、F（一）、療養の要否：否」と決定された。その後、粉じん作業に従事した最終事業場となるA所在のB会社を管轄する監督署長に対して療養補償給付の請求をしたところ、平成〇年〇月〇日をじん肺の合併症「続発性気管支炎」の症状確認日として、監督署長はこれを支給する旨の処分を行った。

以後、請求人は療養を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、入院先のC病院にて死亡した。

死亡診断書によると、直接死因は「呼吸不全」、直接死因の原因は「じん肺」であった。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者のじん肺の状況について、D医師は、要旨、「平成〇年〇月〇日の胸部X線では、両肺に散在性に粒状陰影がみられ、両側上肺野に結節性陰影(大陰影)を認める。その後、経時的に胸部X線が撮られているが、じん肺所見は、CTの所見も含めて、平成〇年〇月〇日まで変化はみられていない。じん肺認定時から死亡に至るまでじん肺所見に変化はなかった。」と所見しており、また、E医師は、「胸写では平成〇年〇月まで、胸部CTでは同年〇月まで不変であり、進行はみられなかった。」と所見している。当審査会としても、平成〇年のじん肺認定時から死亡するまでの間、被災者のじん肺の進行はみられなかったものと判断する。

(2) 請求人らは、被災者は、じん肺認定時から死亡に至るまでに、続発性気管支炎を合併し、X線写真の像はPR4(A)からPR4(B-C)へと悪化し、平成〇年のじん肺認定当時はF(-)とされていたものが、入院時には、F(++)へと変化しており、被災者のじん肺は確実に悪化している旨主張する。

この点、E医師は、「X線撮影時の条件(撮影時の患者の状態・姿勢、状況等)は同一でなく、判断する医師も異なる場合は、B又はB~Cの判断の変動はあり得る。」とし、「平成〇年〇月〇日(死亡前日)まで原則として酸素吸

入はなく room air である。慢性呼吸不全といえる状態ではない。」と述べている。また、D 医師は、「かなり進行したじん肺であったが、平成〇年〇月〇日にじん肺と認定された後、平成〇年までは、咳、痰、息切れに対して外来で対症療法が行われており、病状には大きな変化はなかった。」と述べている。当審査会としては、両医師の意見を妥当とするものであり、請求人らの主張は採用できない。

- (3) 被災者の死亡原因について、F 医師は、要旨、「塵肺 PR 4 (B-C)、F (++) に気胸を合併し、呼吸不全にて死亡したものと考えられる。」と所見し、請求人らは、F 医師の上記意見を採用し、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係はあると言うべきである旨主張している。

気胸について、D 医師は、「両側に気胸が発生しているが、部分的な肺の虚脱であり、呼吸不全への影響は少ないものと思われる。」と述べ、E 医師は、「平成〇年〇月〇日に発見された左上の気胸も軽度であり、呼吸状態に影響を及ぼすほどのものではなく、その後胸写では改善はみられている。」と述べている。また、被災者の死亡原因について、D 医師は、「死因は、心不全 (BNP 上昇) に起因した両側大量の胸水貯留による呼吸不全であった。」と述べ、E 医師は、「平成〇年頃より慢性心不全状態であったが、利尿剤などによる治療は平成〇年〇月からであった。同年〇月〇日の死亡は特に呼吸器感染の所見もなく、大腿骨頸部骨折をきっかけとした寝たきり状態による全身症状の低下、特に心不全の急性増悪が第一の原因と考えられ、直接死因と業務上疾病との因果関係は認められない。」と述べている。当審査会としても、被災者の死亡に至る経過及び BNP の上昇等心不全を示唆する種々の所見に鑑みると、D、E 両医師の意見は妥当であり、被災者は心不全を主たる原因として死亡したものであり、じん肺は死亡に有意な影響を及ぼしたとは認められないと判断する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。